

## 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

### 山形県金山町

#### I. 監査委員の審査及び議会への報告について

各指標の算定につきましては、総務省から示された令和5年度決算における算定方法及び算定様式に基づき比率を算出し、算定の基礎事項を記載した書類について監査委員から審査していただき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）第3条第1項により、監査委員の意見を付して9月5日に議会へ報告いたしました。

#### II. 令和5年度決算における健全化比率、資金不足比率について

健全化判断比率【（ ）は早期健全化基準比率】

- |           |                |            |
|-----------|----------------|------------|
| ①実質赤字比率   | 実質赤字なし（15.0%）  |            |
| ②連結実質赤字比率 | 実質赤字なし（20.0%）  |            |
| ③実質公債費比率  | 9.4%（25.0%）    | 前年度対比▲0.4% |
| ④将来負担比率   | 負担比率なし（350.0%） |            |

資金不足比率【早期健全化基準比率20%】

- |               |        |
|---------------|--------|
| ①水道事業会計       | 資金不足なし |
| ②公共下水道事業特別会計  | 資金不足なし |
| ③農業集落排水事業特別会計 | 資金不足なし |

#### III. 監査委員の意見

別紙意見書のとおり

令和6年8月19日

金山町長 佐藤英司 殿

金山町監査委員 丹洋一

金山町監査委員 寒河江宏一

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に伴う  
審査意見について

このことについて、別紙のとおり提出します。

# 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

## 1. 審査の根拠

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）第3条第1項により、次のとおり意見を提出する。

## 2. 審査の概要

7月9日に提出された令和5年度決算における健全化比率、資金不足比率についての基礎事項を記載した書類が適正であるかを審査した。

## 3. 審査の結果

令和5年度決算における健全化比率、資金不足比率の算定については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領に基づき審査したところ、適切に漏れなく算定されていると認められる。

## 4. 個別意見

### (1) 健全化判断比率について

「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」については、対象となる全ての会計で実質収支の黒字や剰余額があり「実質赤字なし」となっている。

財政健全化を最優先に大型普通建設事業の抑制や、公営企業の施設整備に伴う償還終了等により、過疎対策事業債等の公債費が低位に推移していることや、財政運営基金等の基金積み増しを優先に対応している。

「実質公債費率」は、3か年平均で算出されるが、公債費等の減少により単年度平均においても前年度より0.4%の減少となった。また、「将来負担比率」は基金残高の確保に努めたことにより、改善要因となる充当可能財源の増加に加え、地方債残高の減少により引き続き令和5年度も「比率なし」となっている。

令和5年度決算では各比率も基準内であり、特殊要因がない限り今後の見込みも問題なしと思料する。公共施設の集約化や事業見直し等を実施してきたことにより、令和3年度以降の比率が改善している。

現在は、地方交付税の増額等、主に外発的要因により基金残高を伸ばしているが、人口減少等により地方交付税は減少し、財源確保のための基金取崩しが常態化することが想定される。

将来の負担軽減を見据えた財政運営においては、災害等の有事に備えた十分な対応や福祉行政サービスの安定な提供が損なわれることのないよう、歳入規模に適した経常経費となるよう見直しを継続し、実質赤字比率が発生しないよう財政健全化に努めていただきたい。

(2) 資金不足比率について

適用となる公営企業は、上水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業の3事業であるが、全ての会計で繰越金や内部留保資金等の剰余額を有していることから「資金不足なし」となっている。

(3) 全体として

物価上昇局面における町民支援のほか、行政のデジタル・トランスフォーメーションへのさらなる推進や、フロントヤード改革など、新たな行政サービスの提供が求められている。

町民の福祉サービスに財政悪化の影響が出ないよう、前述のとおり、第一に歳入規模に適した行政サービスと公共施設の在り方について引き続き見直しを要するものとする。

さらに、事業見直しの考え方としては、その進捗状況について積極的に町民に情報を提供し透明性を確保することに加え、一方的なサービスの縮小だけでなく、人口等の動向を客観的な根拠とし、現在だけでなく今後見込まれる将来のニーズを捉え、総合的な町民サービスの向上が図られる事業を実施していただきたい。